

# 遠賀町中小事業者等事業継続支援金のお知らせ

◆申請期間:令和3年10月4日(月)~12月28日(火)【消印有効】







新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年5月から9月の期間の売上額が減少している町内事業者の事業継続を支援するため、遠賀町が独自で支援金を交付します。

※交付要件:2021年5月から9月の売上合計額が2019年または2020年の同時期の売上合計額と比較して上回る場合は、本支援金の対象外となります。

◆支援金の対象となる事業者【詳しい対象要件等は申請要領をご覧ください。】

- 【A】飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けている事業者で、2021年5月から9月までのいずれかの月(対象月)と2019年または2020年(基準年)の同月の売上額を比べ、売上減少率が10%以上30%未満の事業者
- 【B】福岡県感染拡大防止協力金や、国の月次支援金、福岡県中小企業者等月次支援金などの対象外となる事業者で、対象月と基準年の同月の売上額を比べ、売上減少率が10%以上の事業者
- 【C】福岡県中小企業者等月次支援金の給付を受けた事業者で、対象月と基準年の同月の売上額を比べ、売上減少率が30%以上50%未満の事業者【福岡県の月次支援金の額に上乘せ】

◆支援対象者と交付額のイメージ図 ※複数の区分に該当する場合でも給付は1回限りです。

	県の時短要請対象の飲食店	飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けている事業者	左記以外の事業者	
売上減少率 50%以上	 福岡県 感染拡大防止協力金 2.5万円~4万円 ×時短要請日数 + 家賃支援金 最大20万円 (2/3)	 月次支援金 法人:最大20万円/月 個人:最大10万円/月	 遠賀町中小事業者等 事業継続支援金 法人:最大15万円 個人:最大10万円	
売上減少率 30%以上 50%未満		 福岡県中小企業者等 月次支援金 法人:最大10万円/月 個人:最大5万円/月		 遠賀町中小事業者等 事業継続支援金 【上乘せ】 法人:最大5万円 個人:最大5万円
売上減少率 10%以上 30%未満		 遠賀町中小事業者等 事業継続支援金 法人:最大15万円 個人:最大10万円		

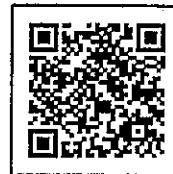
<p style="text-align: center;"><b>支援金 交付額</b></p>	<p>◆【イメージ図A、Bの事業者】国・県の月次支援金等の対象外となる事業者 法人：最大15万円 個人事業者：最大10万円</p> <p>【支援金の計算方法】</p> <p>①または②－（対象月の売上額×5）＝交付額</p> <p>①基準年の5月から9月までの売上合計額【法人・青色申告の事業者】 ②基準年の年間売上合計額÷12×5【白色申告等の事業者】</p> <p>◆【イメージ図Cの事業者】福岡県の月次支援金の給付を受けた事業者 法人・個人事業者：最大5万円</p> <p>【支援金の計算方法】</p> <p>③または④－県月次支援金の対象月の売上額 －県月次支援金の給付決定額＝交付額</p> <p>③基準年の5月から9月の間で県月次支援金の対象月と同月の売上額 【法人・青色申告の事業者】 ④基準年の年間売上合計額÷12【白色申告等の事業者】</p>
<p style="text-align: center;"><b>申請 方法</b></p>	<p>遠賀町公式ホームページから申請書等をダウンロードし、添付書類を添えて、郵送で申請をお願いします。（郵送料は申請者負担です。）</p> <p style="text-align: center;"><b>【添付書類等の詳細は、申請要領をご覧ください】</b></p> <p>※申請書等をダウンロードできない場合は、駅前サービスセンター、遠賀町役場産業振興課、遠賀町商工会窓口で申請書を配布しています。</p>
<p style="text-align: center;"><b>提出先</b></p>	<p>〒811-4307 遠賀町遠賀川一丁目6番5号（駅前サービスセンター内） 遠賀町役場 産業振興課 商工振興係 宛</p>

◆支援金の審査・交付について

申請書類の受理後、書類審査を行い、申請内容・添付書類等に不備がなければ、2～3週間ほどで支援金の振込を行う予定です。なお、提出書類で要件が確認できない場合は、追加資料の提出をお願いし、審査に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

◆その他

詳細は、右のQRコードを読み取るか、遠賀町ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」特設ページの「事業者の皆さまへ」より「遠賀町中小事業者等事業継続支援金」を選択してください。※申請要領・申請書等はこちらのページからダウンロードできます。



**⚠ 支援金等を装った詐欺にご注意ください。**

◆お問合せ先 遠賀町役場 産業振興課 商工振興係（駅前サービスセンター内）  
☎093-293-8233（平日 午前9時～午後7時）